

Title	正義公本來之面目（承前）
Author(s)	今西, 茂喜
Citation	懷德. 1931, 9, p. 180-188
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88844
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

正儀公本來之面目(承前)

今 西 茂 喜

目 次

- 緒 言
- (一) 忠孝の義並公の奉公上の自覺
 - (二) 北朝功臣は大義名分を解せず
 - (三) 香園御記の雄大無邊の御筆力
 - (四) 北條論者と反對論者兩其比較論評
 - (五) 後風昧記、後深心院廟白記、藤堂三代記、の解釋及其批判
 - (六) 八代博士の論說並其批判
- 精 論

緒 言

余曩に懷徳第八號に於て正儀公の人格を批判し、其自信の一端を披瀝し、心理の全班を測定し、以て同公解護の輪廓を作り、大に大方諸彦の教を乞ひし事あり、而るに正平末年當時の世相險惡加之史料紛擾數葉史論の能く盡す所に非るを以て、茲に更に項を分つて聊か評論せんとなす、淺學非才素より或は公の本領を捉ふる能はざる乎を慮る、雖然、至誠考究庶幾くは其一班を窺ふに足らん歟、有識の君子幸に叱教を吝む莫れ。

(一) 忠の定義、附、公の奉公上の自覺

忠經家臣章第三、夫忠者豈惟奉_レ君、忘_レ身、殉_レ國、忘_レ家、正_レ色、直_レ辭、臨_レ難死_レ節已矣在_レ乎_ニ沉謀、潜連、

正國安ニレ入、

高井蘭山參酌鄭玄注ニ解レ之曰、

夫、忠之常道者、在乎忘身正色、直辭、君有非諫レ之、臨難死レ節、雖然未レ可レ謂レ盡ニ大臣家宰之任、何也、曰、用心於人之所_レ未_レ見聞、沉謀、運潛、粉骨碎身、扶君而防_レ後患、惜_レ命而不_レ輕死_ニ于_レ節、以獲_ニ最後之勝_一、是之謂_ニ至忠_一、古人曰、至忠無_レ跡、是之謂_ニ也、

荀子子道篇、從_レ道不_レ從_レ君、從_レ義不_レ順_レ父人之大行也、萬乘之國有_ニ爭臣七人_一、則封疆不_レ削、(中畧)
父有_ニ爭子_一不_レ行_ニ無禮_一、

至忠、大行、以て君父に仕ふるの要諦と爲す、

大楠公遺書に曰、【太田道灌著(吾宿草)一ノ一】

異朝には孝子忠臣の聞へ數を知らず、され共文に心を寄せずして之を知る事難し、今扶桑戰國となりて貴賤安に隙あらざれば之を學ぶこと難かるべし、日本も上古には孝子も忠臣もありこそしつらめ、近き代に其人を慕はゞ親に孝をなさんには小松殿を學ぶべし、君に忠をなすことは藤房卿を學ぶべし、然れ共藤房卿は公卿なれば政の背けるを見て身を隠し玉へり、武家にして之を學ぶは悪かるべし、君の非を知るならば死を早くすべき也、能く其時を知るに在り、と言送れり彼を見此を聞くにも正成の遺訓感涙を催す事而已多き、

(君の非を知るならば死を早くすべきにや能く其時を知るにあり) 君の非道に陥り諫言を用ひざれば唯一死を以て諫むべし、但其死時を誤るべからずと論し給へり、其死諫果して主の改悟を全からしむる乎否と、其時機の宜しきを得たる乎否を洞観すべき也、要之其死をして意義あらしむべしとの趣意に外ならざる也、後龜山帝能く公の言を採納し玉へり、長慶帝は全く之に反して無謀の攻伐を試み玉ひ御在位僅に五年(正平廿三年御即位應安元同二年建徳元同二年文中元同二年後龜山帝は受禪に終る)にして後龜山帝へ御讓位あり、乃、恐多くも武斷政策破れて文化政策勝を制したるを物語るもの也、而して公の所謂北降は正平廿四年たりし也、爾後應安二年建徳一、二年文中一、二年の間兩政策内訌甚しきの時たり、乃、公は當時決して死すべき時にあらず、更に後帝の御意を含みて策動し、其本謀をして完全に達成せしむべく沉謀潛運正國安民に努むべきなり、公既に木に就くの後と雖、講和條目の皇統更立、父子の禮、の大眼目は、徹底したる卓見として其功績顯然たる所以なり、已に後龜山帝御即位、長慶帝御退隱の現象は、行在廟議の講和に傾きたるの的證として將軍と相對的對面と、同盟若くは協約は、禪讓事前に在りとするも廟議と懸離れたる無謀の策動にあらずして頗る相近似したる、將又、類推首肯さるべき行動として事後に公の意を忖度して寛假さるべきを至當とす、

大楠公の諸子への遺言の第一義は(決して足利家に降參する事勿れ)の一言は恐くは諸子の肺肝に徹したるならん、乃、公は同盟的態度を以て兩朝の平和を企圖したるものにして降參の跡一も認むるに足

る無き耳ならず、自稱（降參當方）の文字は白々しき誇張文字として信するに足るもの無し、抑、大小楠公忠勇義烈の跡に就ては事歴簡短、三尺の童子と雖猶能く之を知る、而るに獨り公の行跡に至ては自體世相極め險惡、加之士氣向背不常故に公の之に應ずる飄々蕩々一定の方針無きが如く、而も時に戰機の乘すべきあれば迅雷風發敵膽を寒からしめ以て行在の實力を示し、温顔處女の如くにして而も疾足脱兎の如く、流石譜代戰士の忠思は他諸侯のそれと大に其趣を異にし行在の藩屏として陰然其勢力を扶植せしむるに至れり、其機變百出漸くにして大局面を糊塗し來りしも、行在廷議の諸將に對する吝嗇的待遇と足利氏の將士を愛護するの度極めて重厚なることによりて大勢早く既に北風の蕩搖する所と爲り、時事日に非にして天下の事亦意の如くならず、遂に降將の汚名を被むるに至れり、夫れ一世の榮辱其輕き事塵の如し、故に其汚辱未だ必しも汚辱とするに足らず、其榮譽未だ必ずしも榮譽とするに足らず、唯一片耿々の心能く千載の定評を確かむるに足らん、試みに行在に於ける公の藩鎮の位置として講和、攻伐、兩黨の凌轢の跡を靜觀せば、蓋し思ひ半に過ぐるものあらん、其能く宗廟を既に倒れんとするに支へ、皇統を將さに絶へんとするに繼がんとするの赤誠大に見るべきものあり、嗚呼萬古不悔者は心也哉、千古不朽者は行也哉、

(二) 北朝史家は**大義名分**を解せず

拙堂先生の南山巡狩錄の序曰、(南山不置史筆忠臣義士の跡將殆湮滅)、而して北朝詞臣あり、但將軍家

の願使に任する而已、已に將軍の願使に任ず其尊王心無き亦宜也、而して其大義名分を論ずるの資格無_レ因より其所のみ、

(一)梅松論、明德記、應永記、永享記、は皆將軍の邸を(御所)、(花御所)、(大御所)、(出向)を(御成)歸邸を(還御)と僭稱して平然たり頼山陽先生は日本政記に(足利氏乘_レ勢制_二天下_一僭_二稱御所_一篋_三視_二皇室、室町氏不臣之罪不可_レ許云々)

(二)義滿入道宥と稱す、猶且高位高官に戀々たり、某公家私かに其法體にして俗官に着するを歎きて(末世と社はなりにけり)との不平を漏して之が諷諫の途をも講せざりし事、

(三)義滿叡山延曆寺根本中堂に參籠の際、其鹵簿を 上皇御幸に准ずるの御沙汰を、又相國寺の齊會を勅會に准ずるの御沙汰を強要し奉り、又義嗣元服の式を清涼殿にて施行し 親王御元服の例に准せしめたる事、

(四)義滿死して太上天皇の尊號を下賜せらる、而も畠山基國、細川頼元、諫めて拜辭せりとあるも、金閣寺の靈牌には太上天皇とあり、史家の曲筆は免がれず、況んや尊號下賜は(公澤懇望して訊奏ありしかば朝廷も不得止宣下ありし云々)(日本歴史畧、ありの儘並瀧川吹毛居士日記)

(五)征夷大將軍源義滿にてこそあれ、明の世に至て爵を乞ひ日本國王の印を受けたり、外國に臣と稱する其身許りの罪にあらず、末代迄も吾邦の恥辱也、豊大閣の明の封冊を裂きたる此雪冤の方法

に似たり、(日本正語考)

足利家の詞臣は如上の不忠不臣の行動に黙々として規諫の道を講せざるは勿論、其不臣の行爲のみにても取止めしむるの舉に出でざるは、其尊王心の痲痺の程度殆んど想像の外なりと謂ふべく、夫の有名なる(碧山日録)(東大寺大極藏主雲泉の著にして自長祿三年正月至應仁二年十二月の十一年間の實録にして清原業忠之を校閲し藤原兼長此序文を執筆せるもの)記事の一節に曰、

(六)寛正元年三月廿八日南朝將軍孫楠某其黨と謀反し事覺れて下獄、此日六條磔にて首を斬らる、楠氏昔兵馬の權を握り人の首を斬る幾萬なるを知らず、就中多く無辜の民を殺す、故に其遺棄官に捕へられ刑官の手に死す蓋し積惡の報なり、云々

其楠氏の敵對行爲の由來の一端をも明記せずして宛然一亂民として筆誅せし點は、將軍に對し一意阿附諂曲到らざる無きの反面には、楠氏を貶して一般民衆を愚にするの態、倫理感念の顛倒錯亂驚くに堪へたり、嗚呼室町史家の讒誣詭隨の醜陋寧ら憐むべきものあり、後世の史家將た何れに従ふて時代思想を究め、正邪曲直將た何れに就て之を糾すものぞ、

(七)藤原兼良の關白太政大臣の顯職に在り乍ら義量將軍の依頼によりて公事根原を執筆し其脱稿の際奥書に(依_ニ柳營御所望_ニ不_レ披_ニ見_一紙書_ニ進_了)と自負しながら、何くんぞ知らん、其實は普光院良基公の原著なる年中行事歌合奥書ならんとは、而して公は唯之を抄書して其題號のみを更めて之を自己の著として將軍家に贈りたるもの、其虛名を博するの巧一笑に値ひすべし、(群書一覽和

書部二、三十三枚裏）又御所望の書方聊か敬意篤きに過ぐ公は「御即位仮名抄」には（依僧宗祇所望馳筆了）とあり、此例によりて御の一字削除せば可なり。

（八）先之土岐頼遠後光嚴院の車駕を侵す、罪死に當す、破戒僧夢窓國師勿違馳せて直義の邸に詣り免罪を乞ふ頻り也、直義故らに夢窓に向ひ宥罪を裝ひ乍ら頼遠を召し直に之を斬に處したり、直義の斷大に可也、而して破戒僧の面目を泥土に委したる更に痛快を覺う、當時尊王心の如何に銷磨し盡したる乎を透見すべし、

（九）天地根元歷代圖に寛正元年二月大地震國々多兵革、旱魃、大風、洪水、飢饉、人畜多餓死、而義政耽其重職不知天下飢饉、朝暮造殿嚴宮徒費民力、後花園天皇賜一詩于義政、曰、「殘民爭採首陽蕨、處々閉廬鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥」、義政拜御詩即時止工事、云

（二） 看聞御記の雄大無邊の御筆力（續群書類從八六九卷）

正長二年九月十八日、雨下、

楠木（僧體也）光正五郎左衛門尉被召捕上洛、此間南都に忍居是室町御下向爲伺申、云々筒井搦取高名也、爲天下珍重也、

先日被召捕楠木、今夕於六條磧被刎首、侍所赤松、所司代六七百人取圍斬之切手魚住其體尋常被斬先召硯紙一作頌

幸哉、依小人虚詐成大謀、高譽珍重云々、

不來不去両真空、萬物乾坤皆一同、即是甚深無二法、秋霜三尺斬西風

なか月やする野の原の草のうへに身のよそならできゆる露哉

我のみかたか秋の世もすへの露もとのしつゝのかゝるためしそ、

夢のうちに宮この秋のはてはみつこゝろは西にあり明の月

永享元年九月廿三日楠木五郎左衛門尉光正常泉

見物人川原充滿、南都より御使立急可斬之由被仰、其形僧也頌歌等天下美談也楠木首四塚被懸云々

此詩歌郁々章を成す、而して神色揚々視死如歸もの宛然目睹するが如し、畏くも 至尊其佛體也と反覆被爲レ在佛身に刃を俾むことの無慙也との、御思召と、頌歌等天下の美談也と御讚歎被爲在御心情の最とも優美しく、且、御大膽にも謀反人へ御同情あらせられし御言明の如何に雄大なる乎を拜する上に於て、極めて美妙なる春秋の筆法の畏き極みと讚へ奉らざるを得ざる也、此御筆意を拜し奉るに附けても 北朝偏安の御思想坏は毛頭伺はれず一視同仁の御徳もて光正の能くにも臣節を全ふし最とも尋常に死に就きたるを讚美被爲レ在、光正たる者抑死して餘榮ありと社申すべけれ、光正は正儀公の孫として曾て後龜山天皇に仕へ奉りて右衛門尉とまでなりし人にて、文筆もいと立派なれば平生の素養も左もありなん、其歌の第二首の意味は正しく大死一番の境の執念たる義教の頭上に降りかゝる

(末の露)は、延享元己酉九月廿四日より同十二年(庚申)を経て次年嘉吉元年(辛酉)六月廿四日間、
 乃、光正就刑後正當十三回忌の命日たる廿四日に赤松滿祐の一撃の横禍は、青山延壽の長歌(前略)
 「從容赴黃泉、長歌何烈激、君死有神靈、假手老鬼蜮、鵜羽舞未闕、孤劍已横臆」に該當する所以に
 して滿祐の利刃一閃身首忽異所の快舉は、豈に先天積惡の應報の争ふ可らざるに非ず乎、南北朝併立
 は武家の私曲に原因し双方 至尊の民を憐み賜ふ御心は何等厚薄無き實例は如左、

吉野固爲正統矣、北朝亦曰神之孫、非他統、而其兩立出於武家之私、非帝王之本心、則與異
 國之本統僞統不可牽論也、後太平記記載、北帝御出家之後入吉野訪黑木御所、南帝相遇語
 國事互濡袂、北帝出御着草鞋、南帝送之門、是千古奇異之談、二帝無二心、如レ此、雖曰兩朝
 實一心耳、(秦山集) (未完)

